

第 6337 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 9日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 定期保険等を払済保険に変更した場合

Q : 現在加入している定期保険等を払済保険に変更した場合は、どのような取扱いになりますか？

A : 次のように取り扱われます。なお、払済制度は保険会社によって、それぞれ取扱いが違いますので、確認が必要です。

【解説】

定期保険等を払済保険に変更した場合は、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産計上している金額との差額を、その変更した事業年度の益金の額又は損金の額に算入します。

ただし、養老保険や終身保険、定期保険、第三分野保険、年金保険(特約が付されていないものに限る)等から同種類の払済保険に変更した場合に、上記の取扱いを適用せず、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約等により契約が終了するまで計上しているときは、これが認められます。この場合は、あくまでも同種類の保険に変更した場合に認められる処理ですので、例えば一定期間災害保障重視型定期保険や逡増定期保険で全損タイプのものや低解約返戻金型の定期保険等を平準定期保険や養老保険、終身保険に変更した場合は、原則どおり、洗い替え処理をしなければなりませんので注意してください。

なお、生命保険料の全額(特約に係る保険料を除く)が役員又は従業員に対する給与となるものについては、特に経理処理をする必要はありません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】